

総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和5年10月12日(木) 午前9時30分

2. 開催場所 瀬戸内市役所 2階 大会議室

3. 農業委員 11名中10名出席し、その氏名は次のとおり

太 田 修	尾 上 昭 則	出 射 實	宮 本 英 美
由 喜 門 尊	藤 原 由 果	小 林 桂 治	石 黒 五 月
藤 原 和 正	久 山 英 之		

欠席委員

大 森 茂 利

4. 農地利用最適化推進委員

服 部 千 敏	松 本 英 樹	山 本 和 博	森 部 真 史
山 崎 徹	大 河 原 律 夫	佐 藤 辰 也	岡 崎 浩
田 中 伸 五	吉 田 宏	山 内 桂 三	金 居 正 彦
北 谷 正 幸	福 池 正 美	安 木 義 忠	射 越 誠 一
山 本 祐 章	茂 成 和 延		

欠席委員

岡 崎 文 明 正 富 清 人

5. 議事に参与した者

事 務 局 横見瀬 文子

事 務 局 藤原 敬士

事 務 局 藤原 将也

6. 議事内容

第1号議案 農地法第3条許可申請について

第2号議案 農地法第4条許可申請について

第3号議案 農地法第5条許可申請について

第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
(利用権設定)

そ の 他

事務局 開会を宣言する（午前9時30分）
定刻となりましたので、これより令和5年度瀬戸内市農業委員会、第7
回の総会を始めます。会長よろしくお願いします。

議長 （あいさつ）
皆様の適正な審査、よろしくお願いします。

事務局 ただいまの農業委員の出席数は定数11名のうち10名ということで、
瀬戸内市農業委員会総会議事規則第7条により、この総会が成立してい
ることをご報告します。

なお、農業委員 大森 茂利委員、推進委員 岡崎 文明委員、正富
清人委員から欠席届が出ていることを報告します。

以降の議事の進行につきましては会長、よろしくお願いします。

議長 それでは、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。本日の署
名委員に由喜門 尊委員、藤原 由果委員よろしくお願いします。それ
では、議題に入ります。

第1号議案、農地法第3条許可申請について、事務局の説明をお願いし
ます。

事務局 それでは、議案資料1頁目をご覧ください。第1号議案 農地法第3条
条許可申請についてです。

【1番案件】

譲受人「岡山市北区下中野347番地104 葉豆瑠農園株式会社 農
業」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■■■ ■■■■」。

農地の所在5筆。「牛窓町牛窓5815-1」。面積「323㎡」。

「牛窓町牛窓5821-1」。面積「972㎡」。

「牛窓町牛窓5825-1」。面積「885㎡」。

「牛窓町牛窓5831-14」。面積「97㎡」。

「牛窓町牛窓5839-1」。面積「886㎡」。

登記、現況地目「畑」。農地までの距離「30,000m」。耕作面積
「23,699㎡」。

家族数、耕作者数はいずれも「6名」。取得の理由は「増反」によるも
の。

譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転による
もので10aあたり■■ ■■となっています。

【2番案件】

譲受人「岡山市北区下中野347番地104 葉豆瑠農園株式会社 農
業」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■■ ■■■」。

農地の所在4筆。「牛窓町牛窓6 1 2 4-2」。面積「7 9 9 m²」。

「牛窓町牛窓6 1 2 8-1」。面積「7 6 7 m²」。

「牛窓町牛窓6 1 3 7」。面積「3 1 9 m²」。

「牛窓町牛窓6 1 3 8-1」。面積「2 8 1 m²」。

登記、現況地目「畑」。農地までの距離「3 0, 0 0 0 m」。耕作面積「2 3, 6 9 9 m²」。

家族数及び耕作者数はいずれも「6名」。取得の理由は「増反」によるもの。

譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので1 0 aあたり■ ■となっています。

【3 番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■■■■■■ ■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■」。

農地の所在「牛窓町長浜1 1 9 6」。面積「1 7 1 m²」。登記、現況地目「畑」。

農地までの距離「1 0 0 m」。耕作面積は「2 5, 4 0 3 m²」。家族数、耕作者数はいずれも「4名」。取得の理由は「増反」によるもの。

譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので1 0 aあたり■ ■となっています。

【4 番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。

農地の所在2筆。「邑久町百田5 8-3」。面積「2 7 8 m²」。登記地目「田」、現況地目「畑」。

「邑久町百田6 0-1」。面積「7 9 m²」。登記地目「田」、現況地目「畑」。

農地までの距離「2 4, 6 0 0 m」。耕作面積「0 m²」。家族数、耕作者数はいずれも「1名」。取得の理由は「贈与」によるもの。

譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので1 0 aあたり■ ■となっています。

【5 番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■ ■■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。

農地の所在2筆。「邑久町本庄3 0」。面積「7 4 5 m²」。

「邑久町本庄3 1」。面積「3 3 9 m²」。

登記、現況地目「田」。

農地までの距離「9, 000 m」。耕作面積「7, 842 m²」。家族数、耕作者数はいずれも「1名」。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっています。

【6番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■■■■■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■■ ■■■」。

土地の所在。「邑久町本庄1413」。面積「20 m²」。登記、現況地目「畑」。

農地までの距離「500 m」。耕作面積「2, 830 m²」。家族数、耕作者数はいずれも「3名」。取得の理由は「贈与」によるもの。

譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっています。

【7番案件】

譲受人「東京都青梅市富岡3-1089-1 株式会社彩の榊 代表取締役 佐藤 幸次 農業」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■■ ■■■」。

土地の所在「邑久町尻海420」。面積「1, 588 m²」。登記、現況地目「田」。

農地までの距離「122, 000 m」。耕作面積「438, 817 m²」。家族数、耕作者数はいずれも「13名」。取得の理由は「増反」によるもの。

譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっております。

また、7番案件について補足説明いたします。

農地までの距離「122, 000 m」について、現在一番最寄りの営業所が徳島県三次市にあり、当該営業所から通作されるようですが、今後岡山県内での活動、栽培が進む予定ということで、岡山営業所を新たに設ける計画と伺っております。したがって、岡山営業所が設けられれば、通作距離は大幅に短縮されるものと考えます。

耕作面積「438, 817 m²」については、営農型太陽光発電下において、既に全国17か所で栽培している実績となります。

併せて法人の補足ですが、株式会社彩の榊は平成23年に設立され、生産や加工に当たっては福祉事業所と連携し、障がいを持つ方へ働き場を提供するなど、農福連携に取り組まれています。

また、榊の販売については靖国神社、諏訪大社をはじめ、大手ホテルやホームセンターなど、数百を超える取引実績があるとのこと。

栽培面については、3年間の栽培期間を経て、4年目から収穫、販売が可能となります。1年目は植え付け後、周辺の雑草の管理が中心で、年間24日程度の農作業を徳島営業所から来岡して行う予定です。

最後に、溝掃除等の地域活動について、社員を派遣することが困難な場合は地元町内会に負担金を支払う形で対応されとのことでした。

補足説明は以上です。

【8番案件】

譲受人「広島県広島市中区小町4-33 中国電力 株式会社 電気事業」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■■ ■■■」。

土地の所在「邑久町尻海420」。面積「1,588㎡」。登記、現況地目「田」。

取得の理由は「その他」によるもの。

譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、地上権設定によるもので10aあたり■■ ■■となっております。

【9番案件】

譲受人「岡山市東区可知二丁目2番40号 合同会社 わとぎ 代表社員 谷本 和子 農業」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■■ ■■■」。

土地の所在「長船町西須恵1185」。面積「493㎡」。登記、現況地目「田」。

農地までの距離「16,000m」。耕作面積「2,831㎡」。

家族数、耕作者数はいずれも「3名」。取得の理由は「増反」によるもの。

譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■ ■■となっております。

【10番案件】

譲受人「岡山市東区可知二丁目2番40号 合同会社 わとぎ 代表社員 谷本 和子 農業」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■ ■ ■■■■ ■■■■」。

土地の所在「長船町西須恵1186」。面積「722㎡」。登記、現況地目「田」。

農地までの距離「16,000m」。耕作面積「2,831㎡」。

家族数、耕作者数はいずれも「3名」。取得の理由は「増反」によるもの。

譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■ ■■となっております。

【1 1 番案件】

譲受人「岡山市東区可知二丁目2番40号 合同会社 わとぎ 代表社員 谷本 和子 農業」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■」。

土地の所在「長船町西須恵1184」。面積「939㎡」。登記、現況地目「田」。

農地までの距離「16,000m」。耕作面積「2,831㎡」。

家族数、耕作者数はいずれも「3名」。取得の理由は「増反」によるもの。

譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■■ ■■となっております。

【1 2 番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■■ ■■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■■ ■■■」。

土地の所在「長船町土師1188-1」。面積「642㎡」。登記地目「田」、現況地目「畑」。

農地までの距離「1,500m」。耕作面積「3,644㎡」。

家族数、耕作者数はいずれも「2名」。取得の理由は「増反」によるもの。

譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■■ ■■となっております。

【1 3 番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■■ ■■■■■■■■ ■■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■■ ■■■」。

土地の所在2筆。「長船町福岡1028-1」。面積「740㎡」。登記地目「田」、現況地目「畑」。

「長船町福岡1028-8」。面積「34㎡」。登記、現況地目「田」。

農地までの距離「5m」。耕作面積「0㎡」。

家族数、耕作者数はいずれも「2名」。取得の理由は「増反」によるもの。

譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■■ ■■となっております。

【1 4 番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■■ ■■■」。

佐藤委員	4番案件について、譲渡人、譲受人はご兄妹であり、名義は譲渡人でしたが、維持管理は譲受人が行っており、この度、名義変更をして譲受人が耕作を行っていくとのことで、問題ありません。
議長	続きまして、5番案件、6番案件について、正富委員が欠席により事務局より説明をお願いします。
事務局	5番案件について、譲受人と譲渡人は親子関係であり、生前贈与で譲受人に所有権を移転するものです。問題ありません。 6番案件について、譲受人は申請地である20㎡の農地の周囲を取り囲むような形で農地を所有されており、これまでご自身の農地の管理と合わせて、譲渡人の農地であることを知らず、一体的に管理をされていました。また、譲渡人自身も自分の所有農地であることを知らなかったとのことで、これまでトラブル等起きてはいませんが、この度、譲渡人と話をした結果、無償譲渡で話がまとまったため、3条申請に至ったものです。問題ありません。
議長	続きまして、7番案件、8番案件について、山内委員より説明をお願いします。
山内委員	7番案件について、譲渡人は後継者がいないことから、譲受人と話がまとまり所有権移転するものです。 また、8番案件について、7番案件の耕作地の上に営農型太陽光発電のパネルを設置するもので、区分地上権の設定が必要なことから申請に至るものです。どちらも問題ありません。
議長	続きまして、9番案件、10番案件、11番案件について、北谷委員より説明をお願いします。
北谷委員	9番案件、10番案件、11番案件について、数年間耕作放棄地になっていた農地をこの度譲受人が取得し、耕作することで譲渡人と話しがまとまったため、問題ありません。
議長	続きまして、12番案件について、射越委員より説明をお願いします。
射越委員	12番案件について、譲受人は譲渡人所有の空き家を購入することに合わせて、隣接する畑を一体的に取得し、家庭菜園に使用されとのことです。問題ありません。
議長	続きまして、13番案件について、山本委員より説明をお願いします。
山本委員	13番案件について、地元の周辺同意も得られていることから問題ありません。
議長	続きまして、14番案件について、茂成委員より説明をお願いします。
茂成委員	14番案件について、譲渡人は県外に在住で今後農業をすることはないということで、この度譲受人と話がまとまりました。問題ありません。
議長	それでは、ただ今の第1号議案につきまして、何かご意見、ご質問ありましたらお願いします。

(意見なし)

それでは意見なしとしまして、続いて、採決に入ります。

第1号議案 農地法第3条許可申請の1番案件から14番案件について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成ということで、許可を決定します。
続きまして、第2号議案 農地法第4条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案資料、3頁目をご覧ください。

【1番案件】

申請人「長船町八日市152番地2 不動産業 石原 彰」。
土地の所在「長船町八日市174-1」。面積「444㎡」。
地目「田」。転用目的「建売分譲住宅」。施設の概要「2階建 2棟
127.52㎡」。建ぺい率「28.72%」。
農地区分「第2種農地で10aあたり米450kg」。資金は「■ ■」。
隣地への被害はありません。
転用申請で、農用地区域外です。位置図は、資料6頁をご覧ください。
市立行幸小学校から北西約370mのところに位置しています。
以上、事務局からの説明を終わります。

議長 続きまして、担当委員のご意見を伺います。1番案件について、山本委員をお願いします。

山本委員 1番案件について、地元自治会等周辺同意も得られているため、問題ありません。

議長 それでは、ただいまの第2号議案 農地法第4条許可申請について、1番案件につきまして何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(意見なし)

それでは意見なしとして、続いて、採決に入ります。

第2号議案 農地法第4条許可申請の1番案件について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成ということで、承認とします。

議長　　続きまして、第３号議案、農地法第５条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案資料4頁目をご覧ください。

【1番案件】

[illegible]

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■」。

土地の所在 2 筆。「邑久町下笠加 6 8-6」。地目「畑」。面積「1 5 7 m²」。

「邑久町下笠加 6 8-7」。地目「田」。面積「1, 0 2 9 m²」。

転用目的「共同賃貸住宅」。施設の概要「長屋2階建 2棟 354.45㎡」。建ぺい率「29.80%」。

農地区分「第2種農地で普通畑」。資金は「■ ■」。隣地への被害はありません。

なお、所有権移転で、農用地区域外農地、10aあたり■ ■で開発案件です。位置図は資料7頁をご覧ください

【2番案件】

借人「広島県広島市中区小町4番地33 電気業 中国電力株式会社」。

貸人「■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■」。

土地の所在「邑久町尻海420」。地目「田」。面積「1,588m²」。

転用目的「営農型太陽光発電装置」。施設の概要「営農型太陽光発電装置 412.23m²」

農地区分「第2種農地で10aあたり米420kg」。資金「■ ■」。

隣地への被害はありません。

なお、賃貸借権設定で農用地区域内農地、10年間の契約で、10aあたり■ ■です。位置図は資料8頁をご覧ください。

【3番案件】

譲受人「邑久町尾張300番地1 瀬戸内市」。

譲渡人2名。「■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■」。

土地の所在 2 筆。「長船町長船 9 6 3-4」。地目「田」。面積「2 6 7 m²」。

「長船町長船1000-1」。地目「田」。面積「986 m²」。

[illegible]

土地の所在「長船町長船1001-1」。地目「田」。面積「1,235 m²」。

転用目的「露天駐車場」。農地区分「第2種農地で10aあたり米420 kg」。資金「■ ■」。隣地への被害はありません。

なお、所有権移転設定で農用地区域外農地、10aあたり■ ■、開発条例適用除外案件となります。位置図は資料9頁をご覧ください。

以上、事務局からの説明を終わります。

議長 長 続きまして、担当委員のご意見を伺います。1番案件について、吉田委員をお願いします。

吉田委員 申請人と地元住民と話を何度か行い、地元住民の同意も得られていることから、問題ないと思います。

議長 長 続きまして、2番案件について、山内委員をお願いします。

山内委員 2番案件について、パネルの面積は412.23 m²で、敷地面積に対して26%ほどの設置面積であり、農地全体へ設置するものではありません。また、隣接地の境界から3mほど内側に設置し、パネルの下部で櫛を栽培する計画です。パネルの低い部分は2m8cm、高い部分は2m14cm、傾斜は5度と緩やかなことから隣接農地への影響もないとのこととです。雨水は地下浸透での排水を計画されているとのこととで、問題ないと思います。

議長 長 続きまして、3番案件について、茂成委員をお願いします。

茂成委員 3番案件ですが、刀剣博物館の駐車場が手狭のため、拡張したいということで譲渡人と話がまとまったようです。問題ないと思います。

議長 長 それでは、ただいまの第3号議案 農地法第5条許可申請について、1番から3番までの案件につきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願いします。

(意見なし)

それでは意見なしとして、続いて、採決に入ります。

第3号議案 農地法第5条許可申請の1番から3番までの案件について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 長 全員賛成ということで、承認します。

議長 長 続きまして、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について（利用権設定）、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案資料、5頁目をご覧ください。

【第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について(利用権設定)議案書をもとに説明】

以上、事務局からの説明を終わります。

議長 ただ今の第4号議案につきまして何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(意見なし)

ご意見ないようですので、第4号議案につきまして、承認とします。

それでは最後のその他の項目についてです。事務局、お願いします。

事務局 今後の総会の予定については、11月の通常総会は、11月15日水曜日に瀬戸内市役所 2階 大会議室で開催予定です。

12月の通常総会は、12月7日木曜日に瀬戸内市役所 2階 大会議室で開催予定です。

また、11月1日から新たに任期開始となる農業員会の任命及び推進委員の委嘱式について、臨時総会を11月9日木曜日 9時30分から正午にかけて開催する予定です。

議長 他にご意見、ご質問はありませんか。

それではご意見ありませんので、これをもちまして、令和5年度10月の総会を閉会します。

ありがとうございました。

(午前10時00分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和5年10月12日

議長

署名委員

署名委員